

複数の学科間・大学間の共同による
教職課程の実施体制について
(報告書)

令和2年2月18日

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会
教職課程の基準に関するワーキンググループ

目次

- 一 はじめに
- 二 教職課程の実施体制に関する基本的な方向性
- 三 複数の学科等において教職課程を共同で実施する体制
 - 1. 授業科目の共通化
 - 2. 専任教員の共通化
 - 3. 学部等連係課程における教職課程の設置
- 四 複数の大学において教職課程を共同で実施する体制
 - 1. 教職課程を共同で設置する大学・学科等に関する要件
 - 2. 専任教員の配置に関する要件
 - 3. 授業科目の開設に関する要件
 - 4. 大学間での共同の教学管理体制
- 五 教職課程の質の保証及び向上に関する仕組み
 - 1. 全学的に教職課程を実施する組織体制
 - 2. 教職課程の自己点検・評価
 - 3. 外部専門家による検証
 - 4. 教員養成の状況に関する情報の公表
 - 5. 教職課程を担当する教職員に対する研修
- 参考1：教職課程の実施体制に関する提言
- 参考2：授業科目の共同開設制度と単位互換制度

一 はじめに

教員免許状を取得するために必要な学修は、文部科学大臣が「免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程」（教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第1備考第5号イ）である教職課程において行うこととされている。この文部科学大臣の認定を受けるためには、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。）、教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）等に規定する授業科目の編成や教員組織等の教職課程の実施体制を備えていることが必要である。

教職課程の実施体制の在り方については、近年、中央教育審議会等において、いくつかの論点が提示されてきた（参考1）。これらの提言も踏まえ、本ワーキンググループでは、教職課程の水準の維持・向上や効果的・効率的な実施を図る観点から、特に次の点を中心に8回にわたって検討を行ってきた。

- （1）複数の学科等間の複数の教職課程において授業科目を共通で開設する仕組み
- （2）大学間の連携・協力により教職課程を設置する仕組み
- （3）課程認定後も全学的に教職課程の質を保証し、向上させるための継続的な仕組み

本報告書に示す方向性を踏まえ、文部科学省においては、教職課程の実施体制に係る基準について必要な整備を行うことを期待したい。また、二に示すような教職課程に求められる役割や今後の教員需要などを踏まえれば、教職課程の実施体制の在り方を変革していくことは急務であり、各大学においても、スピード感をもって取り組むべきである。

なお、本報告書に示した点以外にも、現在、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会において教員の養成、採用、研修、免許制度等の在り方について審議が行われている。同部会の審議により、現行の教員免許制度に変更が加わる場合には、それに対応して教職課程の実施体制についても見直す必要がある。

二 教職課程の実施体制に関する基本的な方向性

大学において教育課程の実施に責任を有する組織は、基本的には各専攻分野の教育研究を行う学科等（大学設置基準第4条）である。このため、大学の教育課程の一部として提供される教職に関する教育も、学科等¹が責任を有することを基本としており（教職課程認定基準2（1））、授業科目や専任教員などの教職課程の実施体制は、学科等を基本的な単位として備えることが原則となっている。

¹ 教職課程認定基準において、「学科等」とは、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織をいう（教職課程認定基準2（1））。

しかしながら、以下に示すような近年の教職課程を取り巻く環境を背景に、学内の複数の学科等や異なる教職課程の間、さらには複数の大学の間において、授業科目や専任教員を共有しつつ、連携・協力して教職課程を運営していくことが求められるようになっている。

（学校現場・地域の教育課題に対応した教職課程の充実）

新学習指導要領の実施や新しい教育課題に対応するため、平成31年4月に施行された免許法施行規則の改正により、小学校の外国語²、特別な支援が必要な幼児、児童及び生徒に対する理解、情報機器を活用した各教科の指導法など、教員免許状を取得するために必要な履修事項としてより広範な内容が含まれることとなった。また、免許状取得に最低限必要な履修事項以外にも、学校現場でのニーズの多様化に対応し、教育活動や校務を体験する活動、地域の教育課題に対応した科目など、大学の自主性・独自性を発揮して教職課程を充実させていくことが期待される。

このように学校現場や地域の教育課題に対応するために、教職課程で多様な内容の教育を提供することが求められるようになっており、単独の学科等の授業科目のみではなく、学内の別の学科等や、大学間の連携により他大学の教職課程で開設される授業科目も活用できる仕組みを設けることが、教職課程の一層の充実に資すると考えられる。

（複数種類の免許状取得の要請）

近年、複数の学校種、教科の免許状を保有していることを教員採用試験の際の考慮事項とする教育委員会が増加している。これは、児童生徒数の減少に伴い学校規模が縮小する中で、一人の教員が複数の学校種や教科を担当できることが求められるようになっているほか、学校段階間の接続を見通して指導する力や教科横断的な視点で学習内容等を組み立てていく力など複数の学校種・教科等にわたる幅広い理解に基づく指導力が求められていることが背景にあると考えられる。また、「新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ」（中央教育審議会初等中等教育分科会 令和元年12月26日）においても示されているように、小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入する観点から、今後、小学校と中学校の双方の免許状の併有がより強く期待されるようになることが予想される。

こうしたニーズに対応するため、複数の種類の免許状について、履修内容が共通する部分については科目を共有することで、学生が複数の教職課程をまたがって履修しやすいカリキュラムを編成していくことが考えられる。

² 文部科学省は、公立小学校において質の高い英語教育を行う観点から、各都道府県・指定都市教育委員会が、加配定数を活用して小学校英語専科教員を配置するにあたり、一定の英語力を有する教員を配置すること等を条件としている。

(教員採用数の少ない種類の免許状に係る養成・研修体制の確保)

児童生徒数の減少に伴い、近年は教員の年齢構成から少子化にもかかわらず増加傾向にあった教員需要が、近く全国的に減少傾向に転じることが予想されている³。既に、美術、技術、家庭など学校教育法施行規則に定める標準授業時数が他の教科に比して少ない教科を中心に、教員の新規採用数が非常に少なくなっている自治体がある。このような採用状況を反映して、中学校のいくつかの教科については教職課程の認定を受けた大学が地元が存在しなくなっている県もある。

地域の大学に教員を養成できる大学の体制があることは、当該地域の教員需要⁴を満たすだけでなく、現職教員の研修機能を支える上でも重要な意義がある。一つの大学で教職課程の運営が困難な場合にも、近隣の大学との連携・協力などを通じて一定の養成・研修機能が維持されるような仕組みが求められる。

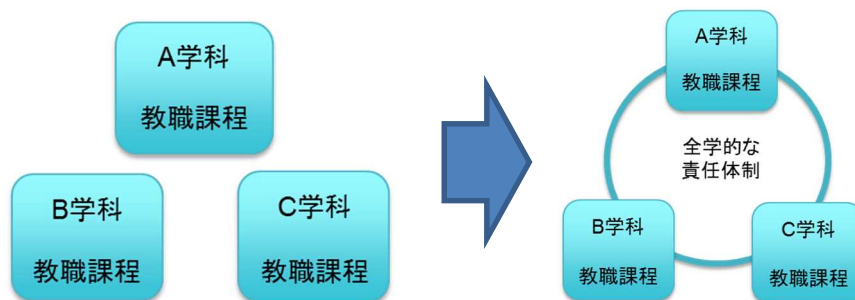
教職課程の実施についてはこれまで、学科等が責任を持って行う体制を確保するべく、基本的には当該学科等が必要な科目や教員等を自ら備えることを求めてきた。しかしながら、以上のような近年の状況を踏まえ、今後の教職課程の実施体制の在り方としては、学科等が基本的な責任を負いつつも、教職課程をより効果的・効率的に実施する観点から、学内の複数の学科等や複数の教職課程の間、さらには複数の大学の間において、授業科目や専任教員を共通化しつつ、連携・協力して教職課程を運営できるようにする方向で見直していくことが適当である。

ただし、複数の組織の間で教職課程運営の責任の所在が不明確になったり、教職課程のカリキュラムの体系性が失われたりすることで、かえって質が低下することは避けなくてはならない。このため、こうした連携・協力体制を組む場合には、全学的に、及び大学間で、教職課程に責任を持つ組織体制を備えるとともに、当該組織が中心となって、大学が自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく仕組みを確立することが必要である。

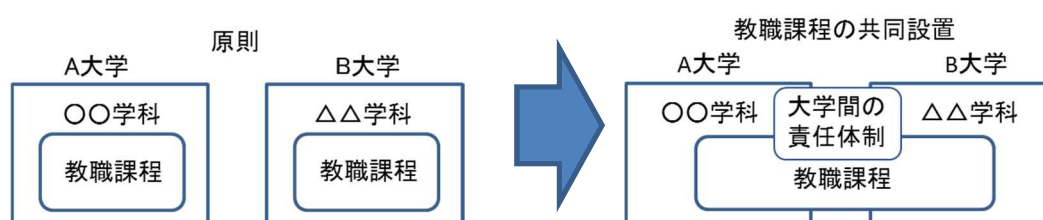
³ 教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて（平成 29 年 8 月 29 日 国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書）

⁴ 経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において、「平成 30 年 8 月の人事院の意見の申出も踏まえて、公務員の定年を段階的に 65 歳に引き上げる方向で検討する。」とされており、公立学校教員についても教員需要の動向に変動が生じる可能性があるため、各大学は、地元の教育委員会と連携しつつ、今後の動向を踏まえた教職課程の運営が重要である。

【学内の学科等間の連携・協力のイメージ】



【大学間での教職課程の連携・協力のイメージ】



以上のような観点から，①複数の学科等の間において教職課程を共同で実施する体制，②複数の大学の間において教職課程を共同で実施する体制，③教職課程の質の保証及び向上に関する仕組みについて，以下の三から五において，それぞれ具体的な見直しの方向性を示していく。

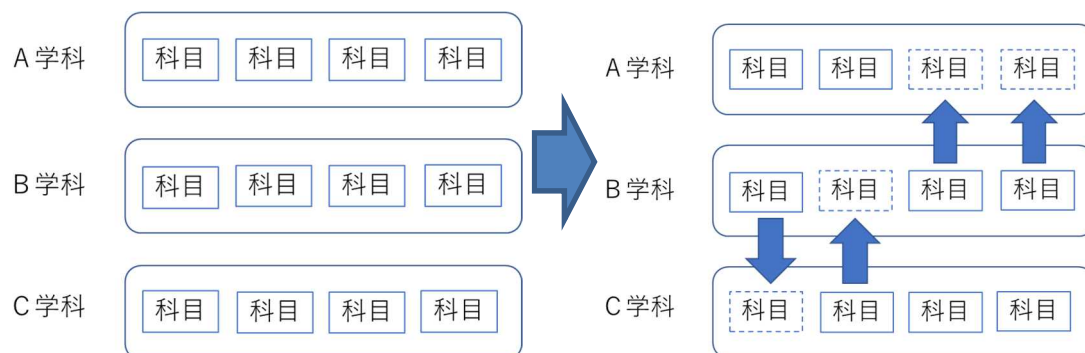
三 複数の学科等の間において教職課程を共同で実施する体制

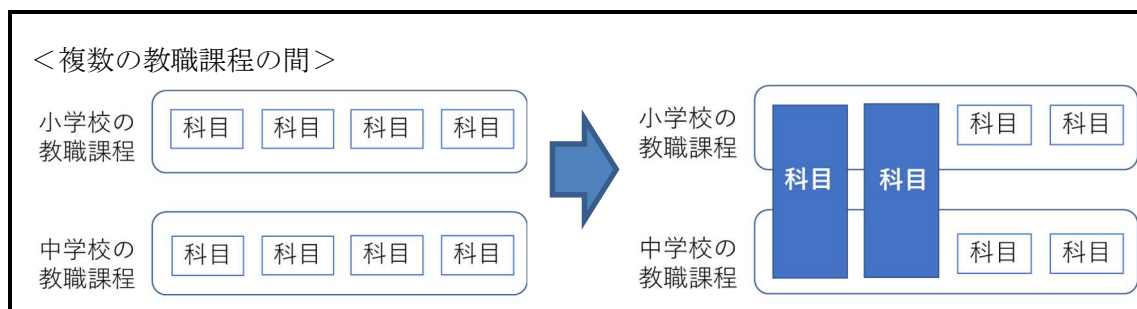
1. 授業科目の共通化

【見直しのポイント】

○授業科目を複数の学科等や複数の教職課程の間で共通して活用できる範囲を拡大する。これにより，教職課程の授業科目として適切な科目を全学的に提供できるようになるとともに，学生は複数の種類の免許状の教職課程にまたがって履修しやすくなる。

<複数の学科等の間>





（１）教科専門科目

教科専門科目は、教職課程の授業科目のうち、例えば社会科における歴史、地理、法律・経済等の内容のように、教科の専門的内容を修得する科目である。

社会科の教員として必要な専門性は、例えば法学部や経済学部などの教科に関連する学位を取得するための学修を通じて身に付けることが予定されている。このため、教科専門科目については、基本的には免許取得のためだけに特別な科目を履修するのではなく、当該学科等の学位取得に必要な科目の中に位置付けられているものを履修することとなる。

しかしながら、大学の学位プログラムの学修は専門分化しているため、一学科のみの学修範囲が、初等中等教育段階の各教科の範囲と一致するわけではない。例えば、社会科は歴史、地理、公民の各分野に広がるが、法学部や経済学部の専門科目が必ずしもこれら全ての分野を網羅しているものではない。このため、現行制度でも自学科等以外で教科専門科目としてより適切な科目が開設されている場合に、それを活用することが認められているが（教職課程認定基準４－３（２）、４－４（２）、４－９（１））、それはその科目が全学共通科目等に位置付けられている場合や開設元の学科等では教職課程の科目になっていない場合に限られているほか、活用できる上限も科目の事項※の半数までとされている（教職課程認定基準４－３（２）、４－４（２））。

※科目の事項：免許教科の種類に応じて免許法施行規則に定める教科専門科目の事項。例えば中学校の社会では、「日本史・外国史」、「地理学（地誌を含む）」、「法律学又は政治学」、「社会学又は経済学」、「哲学、倫理学又は宗教学」という５つの事項が定められている。

教科専門科目をより充実する観点から、全学共通科目等に位置付けられていない場合や開設元の学科等で教職課程の科目になっている場合も含めて学科等の間で共通して教科専門科目として活用できるようにする（図１）とともに、上限についても、自学科等が開設する教科専門科目の単位数を超えない範囲まで

認める（図2）ことが適当である⁵。

図1：教育学部が開設した教職課程の科目を他学部提供する場合

※図中のa1, b1等はそれぞれA学科，B学科が開設する1単位の科目を表す。
図2も同じ。

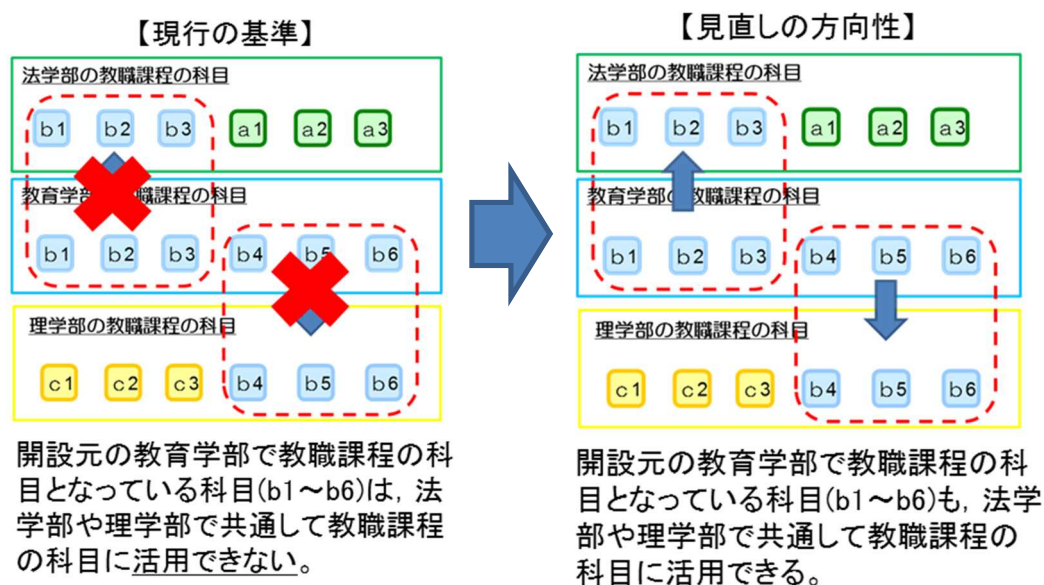
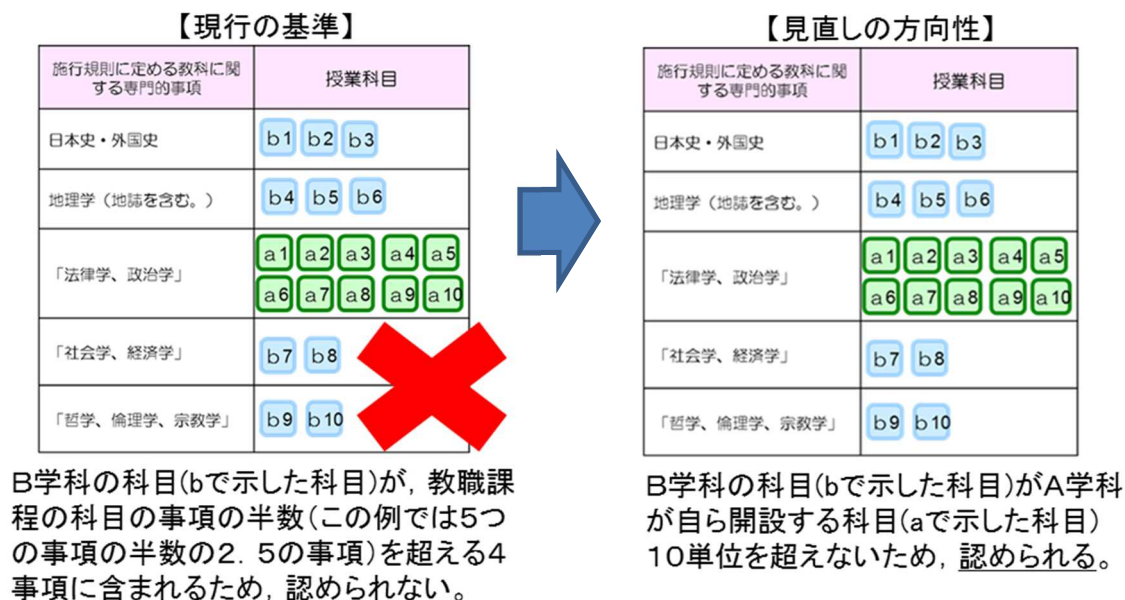


図2：A学科の例



⁵ なお、このように他学科等の科目の活用範囲を広げるとしても、当該学科等で教科の専門性を修得できる学位プログラムを提供していること（学科等の目的・性格と免許状との相当関係（教職課程認定基準2（3））の基準を満たすこと）は必要である。

(2) 教職専門科目

教職専門科目は、教職課程の授業科目のうち、教職の意義や生徒指導など、学校種、教科、職種にある程度共通して必要な内容を含む科目である。このため、現行の基準においても、複数の学科等の間や複数の教職課程の間で科目を共通にすることが比較的広く認められている。

ただし、例えば、幼稚園と小学校の教職課程における教育の基礎的理解に関する科目は、複数の学科等の間では共通化できないなど、学生の履修環境の確保や学校種等による内容の違いを踏まえて現行制度で共通化することが認められていない部分（下の図で青枠と赤枠に囲まれた部分）がある。この点については、次のような方向で見直していくことが考えられる。

【現行の基準で共通化可能な範囲】

	同一の学科等（課程認定基準4-8）						複数の学科等（課程認定基準4-9）					
	幼	小	中	高	養	栄	幼	小	中	高	養	栄
教育の基礎的理解に関する科目			○				×				○	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			○				×				○	
教育実践に関する科目：教育実習	○		○	—	—		×		○		—	—
教科及び教科の指導法に関する科目：各教科の指導法	—	×	○	—	—		—	×	○		—	—

* 教育実習及び各教科の指導法（赤枠部分）については、同一の学科等であっても、幼稚園・小学校の教職課程と中学校・高等学校の教職課程では、別の科目を開設する必要がある。



【見直しの方向性】

	同一の学科等（課程認定基準4-8）						複数の学科等（課程認定基準4-9）					
	幼	小	中	高	養	栄	幼	小	中	高	養	栄
教育の基礎的理解に関する科目			○						○			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			○						○			
教育実践に関する科目：教育実習	○		○	—	—		×		○		—	—
	※						※					
教科及び教科の指導法に関する科目：各教科の指導法	—	×	○	—	—		—	×	○		—	—
	—	※						—	※			

* 教育実習及び各教科の指導法の一部（※部分）について小学校と中学校の教職課程で科目を共通にして、両方の免許状を取得するための教職課程を置くなど、教員養成部会でさらに検討。

① 教職の共通部分に関する科目（図の青枠で囲まれた部分）

教職の意義や生徒指導など、教職の共通部分に関係する科目（教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目等）は、特に学校種、教科、職種（養護教諭、栄養教諭等）を通じた共通性が高いことから、現行の基準で認められていない部分についても、科目

を共通にすることが考えられる。

ただし、教職課程の科目を中心に学修する、教員養成を主たる目的とする学科等の学生と、専門の学問分野の科目を中心に学修する、いわゆる一般学部の学生に、同じ教職専門科目を履修させる場合には、例えば、一般学部の必修科目と重ならない時間帯に開講することや、一般学部の学生にもきめ細かな教職指導を行うことなど、学位プログラムの違いを踏まえた学生の履修への配慮が求められる。教職の共通部分に関係する科目について現行制度で教員養成を主たる目的とする学科等と一般学部との間での共通化が認められていないのは、この点を踏まえたものである。また、教員養成を主たる目的とする学科等の学生と、一般学部の学生が教職専門科目をともに履修することで、全体として教職に対する意識を高めるような充実した指導が行われることが必要である。

このため、共通化を認めるに当たっては、全学科等の学生に対する十分な教職指導が可能となるように専任教員数を確保するとともに、五1に示す全学的に教職課程を実施する組織が中心となって、学生に対する教職指導を充実させることが必要である。また、自己点検・評価や情報の公表などを通じて学生の履修環境の改善が図られるようにすることが必要である。

② 各教科の指導法、教育実習（図の赤枠で囲まれた部分）

原則として一人の教員が一つの学級の活動全般を担当する幼稚園・小学校と、特定教科を中心に担当する中学校・高等学校では、職務の内容や担当する教科指導の範囲に違いがある。このことを踏まえ、各教科の指導法と教育実習については、幼稚園・小学校の教職課程と中学校・高等学校の教職課程では、別の科目を開設することとしている（教職課程認定基準4－8（2））。

ただし、「新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ」において、小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入することが示されているように、今後、小学校教諭と中学校教諭の間の職務の内容に重なる部分が多く出てくることや、一般学部出身者も含め一人の教員が小学校と中学校の両方の指導ができるように両免許状を取得するニーズが高まることが予想される。教職課程の実施体制の在り方についても、このことを踏まえた対応を検討することが必要である。

現在の教職課程認定基準では、中学校と高等学校の教職課程については、中学校・高等学校の6年間を通じた内容を網羅するカリキュラムを構成し、教育実習と各教科の指導法も含め多くの科目を共通にして、両方の免許状を取得することが可能である。これと同様に、小学校と中学校についても、例えば義務教育の9年間を通じた児童生徒の心身の発達等への理解や教科指導などを網羅するカリキュラムを構成し、教育実習や各教科の指導法の一部について科目を共通にして、両方の免許状を取得するための教職課程を置くようにすることも考えら

れる⁶。

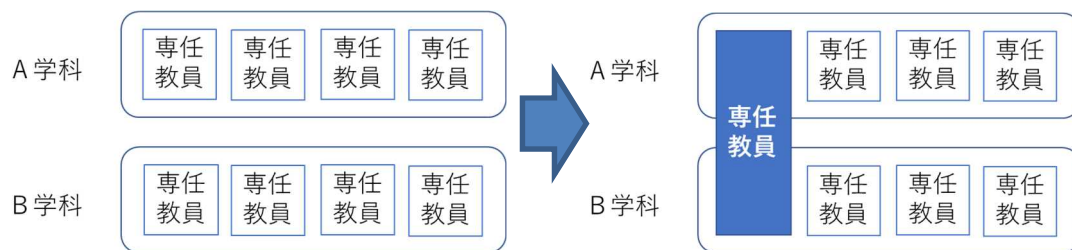
小学校高学年からの教科担任制に関わる養成，採用，研修，免許制度を含めた全般的な審議は，これから教員養成部会において行われることから，その審議の中で併せて，このような義務教育9年間を通じた教職課程の実施体制の在り方について具体的に検討を行っていくことが適当である。

2. 専任教員の共通化

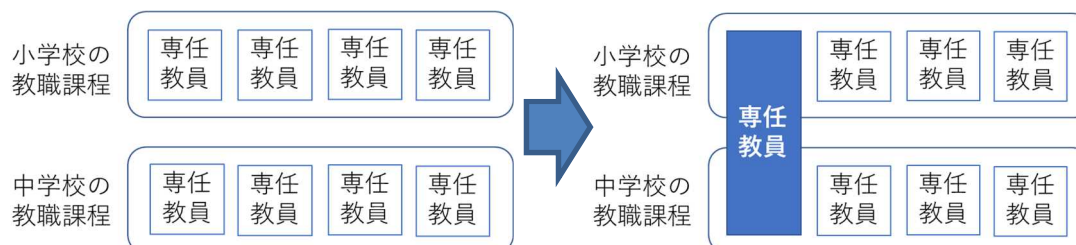
【見直しのポイント】

○教職課程で指導に当たる教員が，複数の学科等や複数の教職課程で共通して専任教員となることができる範囲を拡大する。

<複数の学科等の間>



<複数の教職課程の間>



専任教員は，教職課程を設置しようとする学科等において，教職課程の授業及び学生の教職指導を担当し，教職課程の編成に参画する者である（教職課程認定審査の確認事項3（1））。このように，専任教員は，学科等において教職課程の運営に重要な役割を有することから，原則として当該学科等に籍を有する者で

⁶ なお，教職課程においてこのように小学校と中学校を一体として指導することによって，幼稚園と小学校との接続や中学校と高等学校との接続に関する理解が不十分となることのないように留意が必要である。

なければならない（教職課程認定基準3（4））⁷。また、同じ学科等で複数の教職課程がある場合には、教職課程ごとに必要な専任教員を配置する必要がある。

ただし、現行の基準においても、共通化する授業科目については、その担当教員は、学科等や教職課程をまたがって学生の指導を担当することになることを踏まえ、複数の学科等や教職課程において共通して専任教員となること（専任教員の共通化）が認められている（教職課程認定基準4－8（4）、4－9（4））。この点については、1に示したとおり、授業科目の共通化を拡大することに伴い、現行基準と同様の考え方で専任教員の共通化も認めることが適当である。

また、現行の基準においても、幼稚園の領域に関する専門的事項と小学校の教科に関する専門的事項については、科目の内容が異なるものの担当教員の専門分野には近接性があることを考慮して、同じ学科等の中で幼稚園及び小学校の教職課程の両方を担当する専任教員として必要な業績を有する者⁸は、専任教員を共通化することが認められている（教職課程認定基準4－1（3）、4－2（4））。

小学校と中学校、高等学校の教科専門科目についても、例えば小学校の理科と中学校の物理学、化学、生物学、地学のように、科目の範囲は異なるものの、担当教員の専門分野には一定の近接性があると考えられるため、小学校、中学校、高等学校の教職課程の専任教員として必要な業績を有する者については、専任教員を共通にすることができるようにすることが適当である⁹。

⁷ 専任教員となるためには、単に当該学科等に所属するだけでなく、以下の事項を全て満たす職に従事する者でなければならない。（教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日課程認定委員会決定）3（1））

①当該学科等の教職課程の授業を担当、②当該学科等の教職課程の編成に参画、③当該学科等の学生の教職指導を担当

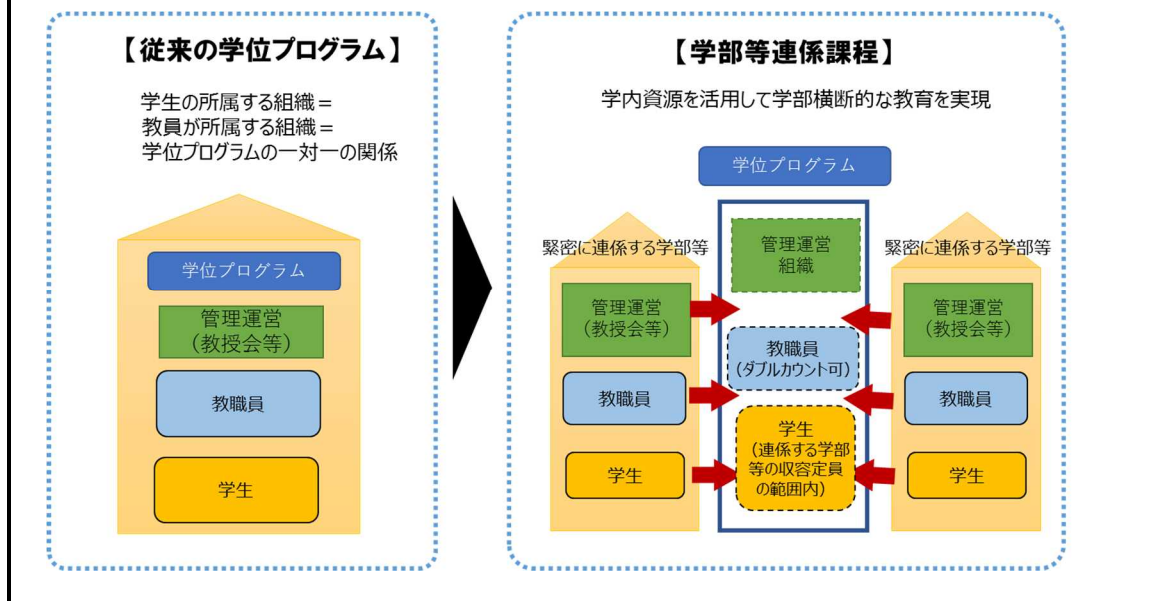
⁸ 「必要な業績を有する者」とは、著書や学術論文等に加えて、職務上の実績、職務経験の期間、資格等を考慮し、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会において総合的に審査した上で、教職課程の授業を担当するために十分な能力を有すると認められた者である。（教職課程認定基準3（3）、教職課程認定審査の確認事項3（2））

⁹ なお、専任教員の共通化とは異なる点であるが、幼稚園と小学校の専任教員については、入学定員が50人までは教科専門科目と教職専門科目についてそれぞれ3～5人（「基礎的部分」という。）、入学定員が50人を超える場合は、50人ごとに教科専門科目と教職専門科目の専任教員を1人ずつ（合計2人）増やすこととされている（「追加的部分」という。）（教職課程認定基準4－1（3）、4－2（4））。この点については、基礎的部分で既に教科専門科目と教職専門科目の専任教員がそれぞれ一定数は配置されていることを踏まえ、追加的部分については、大学の教員配置の裁量を広くする観点から、専任教員の担当科目の内訳は、教科専門科目でも教職専門科目でもよいとも考えられる。

3. 学部等連係課程における教職課程の設置

【見直しのポイント】

○大学設置基準等の改正により新たに導入された学部等連係課程にも教職課程を設置できることとする。その際、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等との間で同じ教職課程を設置する場合には、同じ教員が両方の教職課程で専任教員となれるようにする。これによって、学科等間で弾力的に教職課程を設置できるようにする。



大学内の学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラムを実施できるようにするため、令和元年8月13日に学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第11号）により大学設置基準等が改正され、同日から施行されている。この改正により、大学は、当該大学に置かれる2以上の学部等の緊密な連係・協力によって、横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織（以下「学部等連係課程実施基本組織」という。）を置くことができることとなった（大学設置基準第42条の3の2第1項）。

この学部等連係課程実施基本組織も、一つの学位プログラムを実施する組織単位であることから、同組織を学科等と同様に教職課程認定基準に位置付けて、教職課程を設置できるようにすることが適当である。その際、同組織に教職課程を設置する場合の専任教員の基準の適用については、大学設置基準等の規定を踏まえ、通常の学科等とは異なる取り扱いをすることが考えられる。

すなわち、学部等連係課程実施基本組織に係る大学設置基準上の専任教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、母体となった2以上の学部等（以

下「関係協力学部等」という。)の専任教員がこれを兼ねることができることとされている(大学設置基準第42条の3の2第2項)。このことを踏まえ、同一の免許状の種類の教職課程を関係協力学部等と学部等関係課程実施基本組織に設置する場合であって、教職課程の運営に支障がないと認められるときは、両方の教職課程で専任教員を共通化できるようにすることが適当である。

これにより、学科等の枠を超えて、教員組織や学生定員を柔軟に管理し、学位プログラム及び教職課程を実施できるようになることが期待される。

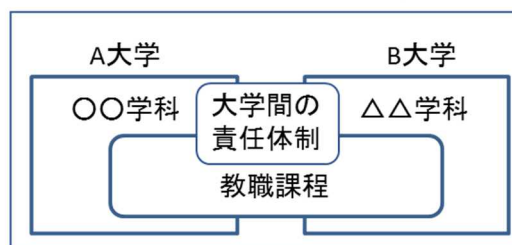
四 複数の大学の間において教職課程を共同で実施する体制

【見直しのポイント】

○複数の大学が連携・協力して教職課程を実施する体制をつくることができるよう、大学等連携推進法人(仮称)を構成する大学間又は一つの法人が設置する複数の大学間において、授業科目や専任教員を合わせることで、共同の教職課程を設置することを可能にする。

○共同で設置する教職課程の質を保証するとともに、参加大学による責任ある教職課程運営が行われるようにするため、大学間での教学管理体制の整備や教員養成を主たる目的とする学科等の参加など、一定の要件を定める。

大学等連携推進法人(仮称)、複数の大学を設置する法人



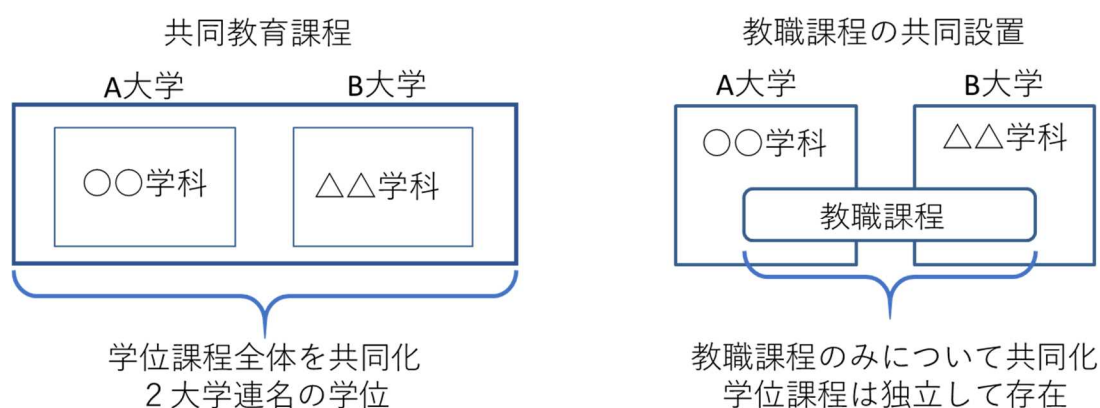
大学は、自らの判断により教育課程を計画し、実施する責任を負うことから、大学の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設することが必要である(大学設置基準第19条第1項)。教職課程についても同様に、大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設することとされている(免許法施行規則第22条第1項)。

この大学が自ら授業科目を開設するという原則の例外として、現行の基準では、大学間で共同して学位プログラムを設置し(共同教育課程。大学設置基準第43条等。),そこに教職課程を実施することが認められている(免許法施行規則第22条第4項)。幼稚園や小学校の教職課程は、幼稚園・小学校教員の養成を目的とする学位プログラムに設置することとなっており(教職課程認定基準2(5)),学位プログラムの目的と教職課程が一体的な関係にあることから、教職

課程を共同で実施する仕組みとしては、共同教育課程制度を活用することが適当であり、現にその例も見られる。

このように共同教育課程制度が学位プログラム全体について共同化する制度であるのに対し、大学等連携推進法人（仮称）を構成する大学間又は一つの法人が設置する複数の大学間のみに適用される特例として、授業科目について共同化する制度（授業科目の共同開設制度）が中央教育審議会大学分科会において検討されている。この制度では、自大学にはない授業科目を他大学の授業科目で補完して教育課程を編成することが可能となる¹⁰。

この制度を活用することで、複数の大学の学科等が授業科目を分担して補完し合い、一つの教職課程として必要な科目を共同して備えることも可能になるため、共同教育課程のように学位プログラム全体を共同化するのではなく、教職課程の部分のみを共同して設置する仕組みを制度化することが考えられる（教職課程の共同設置）。中学校、高等学校、特別支援学校等の教職課程のように学位プログラムの主たる目的と教職課程が必ずしも一体的な関係にあるわけではない教職課程については、このように学位プログラム全体ではなくその一部である教職課程のみを共同化できるようにすることは、より柔軟な大学間の連携・協力の選択肢となることが期待される。



ただし、複数の大学の間で教職課程を運営する責任の所在が不明確とならないような体制を整えるとともに、参加する大学間で相互に質を向上させていくことができるような制度的な措置が必要である。このため、次の1から4までに示すような要件を定めることが適当である。

なお、大学間の授業科目の共同開設制度は、現在、大学分科会において具体的な制度設計についての審議が行われているところであるため、今後の審議の経過を踏まえて1から4までの各要件についても必要に応じ変更することも見込まれる。

¹⁰ 類似の制度として、単位互換制度との違いについては、参考2を参照。

また、教職課程を大学間の共同で設置するという新たな仕組みであるため、実際の実施状況等を踏まえた上で、要件についても適宜見直しを行っていくことが望まれる。

1. 教職課程を共同で設置する大学・学科等に関する要件

教職課程を共同で設置する大学間で、全体として教職課程の質を向上させることができるよう、教員養成に関わる授業科目や専任教員が豊富に備わっていることを制度的に担保する組織が、一つ以上参加することが必要である。このため、共同で設置する教職課程を構成する学科等のうち、少なくとも一つは教職課程認定基準2（5）に規定する「教員養成を主たる目的とする学科等」が含まれることが必要である。また、当該学科等を設置している大学の体制としても、地域の教育委員会や学校との密接な連携の下で高度専門職業人としての教員養成を行えるような体制が備わっていること※が望ましい。

※例えば、実践的な実習のための連携協力校が確保されていること、教育委員会との連携協力の協定を締結していること、現職教員の研修への協力が行われていることなどが考えられる。

なお、授業科目を共同実施することのできる大学数の上限の設定について大学分科会において議論が行われているところであり、これは、教職課程を共同で設置する大学数についてもあてはまることとなる。

2. 専任教員の配置に関する要件

教職課程認定基準においては、教科専門科目と教職専門科目について、それぞれ教職課程を設置しようとする学科等の入学定員数に応じて必要な数の専任教員を配置することを必要としている（教職課程認定基準3（2）、4－3（5）等）。共同で設置する教職課程については、構成する学科等の合計の入学定員数に応じて必要な数の専任教員を、構成する学科等で合わせて配置することとなる。

ただし、共同で設置する教職課程を構成する各学科等に教職課程に責任を負う体制が確保されるよう、各学科等が、少なくとも一定数の専任教員※を備えることが適当である。

※例えば、最小限備えるべき専任教員数については、三つの大学のA、B、Cの学科で共同して教職課程を設置する場合、A、B、C各学科の入学定員に応じて大学間で按分することが考えられる。

一方で、広域的な大学間の連携により、通常の教職課程よりも質の低下につな

がることのないよう、サポートスタッフなども含めた指導体制の整備や不断の見直しも求められる。

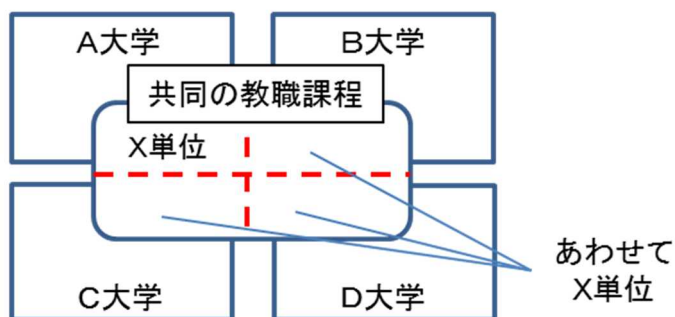
3. 授業科目の開設に関する要件

教職課程認定基準においては、免許法及び免許法施行規則に規定する科目を修得させるために必要な授業科目を開設することが必要である（教職課程認定基準3（1）、4－3（1）～（4）等）。共同で設置する教職課程については、構成する学科等で合わせて必要な授業科目を開設することとなる。

ただし、共同で設置する教職課程を構成する各学科等が、教職課程の実施に一定の責任を果たすよう、少なくとも一定数の科目を相互に提供し合うようにすることが必要である。このため、自らの学科等と教職課程を共同で設置する他の学科等の間で一定の単位数の科目を相互に必修とすること※が適当である。なお、この場合の単位数については、授業科目の共同開設が可能な単位数に関する大学分科会の議論を踏まえるとともに、類似の仕組みである共同教育課程において学生が修得することとされている単位数（学士課程の場合、卒業に必要な単位の $1/4$ に当たる31単位、教職大学院の場合、修了に必要な単位の約 $1/7$ に当たる7単位）との均衡（大学設置基準第45条等）や、対面授業が必要な実習・実技等が多い教職課程の特徴等を勘案しつつ定めることが適当である。

※例えば、A、B、C、Dの四つの大学で共同して教職課程を設置する場合、A大学の学生は、A大学の科目から一定数の単位を必修とするとともに、B、C、D大学の科目から合計して一定数の単位を必修とすることが考えられる。

A大学の学生が履修する科目の単位数



4. 大学間での共同の教学管理体制

授業科目の共同開設を行う場合には、大学設置基準等において、共同開設に参加する各大学が参画する形で共同の教学管理体制を構築し、共同開設の実施について必要な事項を協議した上で、あらかじめ協定等を定めておくことなどを

必要とする方向で、大学分科会において検討が行われている。

大学間で教職課程を共同で設置する場合には、共同授業の実施以外に、教職課程のカリキュラムの編成、教育実習の実施など教職課程を実施するために必要な事項の調整などを大学間で行うことが必要となる。共同の教学管理体制において、この調整機能が確実に実施されるよう、教職課程を共同で設置する場合には、共同の教学管理体制の構成員として、各大学で共同の教職課程を担当する専任教員が含まれるようにすることが必要である。また、後述の五2から5までに示す自己点検・評価等についても、大学間で共同して実施されるよう、共同の教学管理体制が中心的な役割を果たすことが求められる。

五 教職課程の質の保証及び向上に関する仕組み

【見直しのポイント】

下記の点を通じ、全学的に教職課程の実施に責任を果たし、自主的な改善の取組が行われる体制を確保する。

- 全学的に教職課程を実施する組織体制の整備を義務とする。
- 教職課程に関する自己点検・評価の実施を義務とする。
- 大学間で教職課程を共同で設置する場合には、課程認定委員会による実地視察を定期的の実施するなど、実地視察をより計画的に活用する。
- 教職課程に関する情報の公表の対象として、学生の適正な履修環境の確保に係る取組に関することを加える。
- 教職課程を担当する教職員に対する研修の実施を促進する。

1. 全学的に教職課程を実施する組織体制

これまでにも中央教育審議会答申等において、全学的に教職課程を実施する組織体制を整備し、教職課程のカリキュラムの充実や複数の教職課程間における科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等を図ることが提言されており¹¹、実際に、教職課程を設置する多くの大学では、教職課程センターや、教職課程のカリキュラム等を協議する委員会などが整備されてきている。

三に示したように、学内の複数の学科等間の複数の教職課程において、授業科目を共通に開設することや、専任教員を共通化することのできる範囲を拡大す

¹¹ 例えば、「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（平成18年7月11日 中央教育審議会）、「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策（答申）」（平成24年8月28日 中央教育審議会）、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平成27年12月21日 中央教育審議会答申）など。

る場合には、学科等の間における教職課程のカリキュラムや担当教員についての調整、他学科等の授業科目まで視野に入れた学生への履修指導など、全学的に教職課程を実施する組織体制が整えられていることが、これまで以上に重要となる。

このような点を踏まえ、教職課程を設置する大学が、全学的に教職課程を実施する組織体制を整備することを義務とすべきである。

この全学的な組織体制は、教職課程の体系性や適切性を担保するために、教職課程の企画、実施、評価、改善などの全学的に教職課程をマネジメントする機能を果たすことが考えられる。特に、以下の2から5までに示す教職課程の自己点検・評価、外部専門家によるレビュー、情報の公表及び教職員に対する研修等を含め、教職課程を継続的に改善していくための中心的な役割を果たすことが求められる。文部科学省においては、全学的な組織体制に期待される役割・機能について、既に取り組まれている好事例などを参照しつつガイドラインを作成し、その充実を促進していくべきである。

2. 教職課程の自己点検・評価

自己点検・評価は、大学が自主的に教育の内容・方法を改善していくための前提となる取組であり、実際に多くの大学では、学部等の自己点検・評価の中で教職課程についても評価を行うことや、全学的な教職課程のカリキュラム委員会等において教職課程を検証することなどが行われている。

このような点を踏まえ、教職課程に関する自己点検・評価の実施を義務とすることが適当である。ただし、評価に係る事務負担を過度に増大させることとならないよう、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項に基づいて行われている教育研究等の状況についての自己点検・評価の中で教職課程についても扱うこととするなど、柔軟な取組が可能となるように留意すべきである。

また、自己点検・評価の実施に当たって参考となるよう、文部科学省において自己点検・評価の観点などを整理したガイドラインを作成すべきである。

3. 外部専門家による検証

教職課程認定を受けた後の外部専門家による教職課程の検証の機会としては、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会課程認定委員会（以下「課程認定委員会」という。）が教職課程認定大学実地視察規程（平成13年7月19日教員養成部会決定）に基づいて実施する教職課程認定大学実地視察（以下「実地視察」という。）がある。実地視察においては、大学が必要な法令等の基準を満たし、適切な教職課程の水準にあるかどうかについて確認が行われている。

この実地視察をより計画的に活用することが適当であり、例えば、四に示した大学間の共同により設置する教職課程は、新たな仕組みとして導入するもので

あり、教職課程の専門家によってその実施状況を把握し、制度の改善につなげていくことが望ましい。このため、大学間の共同により設置する教職課程については定期的に実地視察を実施していくことが考えられる。

また、大学団体による取組として、一般財団法人教員養成評価機構や公益財団法人大学基準協会、一般社団法人全国私立大学教職課程協会が、教職課程を対象とした第三者評価について研究、試行を行っている。文部科学省においては、こうした取組を支援・促進していくことが望まれる。また、例えば、教職課程を対象とする第三者評価を受けていない大学を中心に実地視察を行うなど、実地視察と大学団体による第三者評価を効果的に組み合わせて実施することも考えられる。

4. 教員養成の状況に関する情報の公表

大学は、教職課程の質の向上及び社会に対する説明責任を果たす観点から、教員養成の状況に関する以下の情報について、刊行物への掲載やインターネットの利用等の方法により公表することが義務付けられている（免許法施行規則第22条の6）。

- ・ 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関する事
- ・ 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関する事
- ・ 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関する事
- ・ 卒業者の教員免許状の取得の状況に関する事
- ・ 卒業者の教員への就職の状況に関する事
- ・ 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関する事

これらの事項に加えて、三1（2）に示したように、教職専門科目について、教員養成を主たる目的とする学科等と一般学部との間での授業科目の共通化の範囲を拡大することに鑑み、学生の適正な履修環境の確保に係る取組に関する事を新たに公表の対象に加えることが適当である。

大学においては、全学的に教職課程を実施する組織体制が中心となり、大学として責任ある体制の下で情報の公表を行うとともに、自己点検・評価などにおいて適切に情報が公表されているかどうかをチェックすることが求められる。文部科学省においては、前述のガイドライン（全学的に教職課程を実施する組織体制、自己点検・評価に関するもの）の中で、情報の公表について位置付けることを通じて、各大学の取組の充実を促していくことが適当である。

5. 教職課程を担当する教職員に対する研修

大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実

施が義務付けられており（大学設置基準第25条の3）、教職課程について取り上げた研修等が実施されている大学もある。

大学においては、教職課程の運営に対する教員の意識を高めるとともに、学校現場における課題に対する指導力を身に付けるため、特に全学的に教職課程を実施する組織体制が中心となって教員に対する研修を充実していくことが求められる。

文部科学省においては、前述のガイドライン（全学的に教職課程を実施する組織体制、自己点検・評価に関するもの）において教員に対する研修を位置付けることを通じて、取組の充実を促していくことが適当である。また、教職課程を適正に運営していくためには、大学の職員が教職課程に関する法令を理解するとともに、教員とともにより適切なカリキュラムとなるように改善を行っていくことが必要であり、文部科学省は教職課程を担当する職員向けの情報提供を行うなど、研修機会の充実を支援していくことが求められる。

（以上）

参考 1：教職課程の実施体制に関する提言

※下線は今回の掲載に当たり文部科学省において付記したもの

① 「教職課程の基準に関する検討事項について」

(平成 30 年 12 月 17 日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会
課程認定委員会)

これまでの教職課程認定の審査等を踏まえ、本委員会としては、教職課程の水準の維持・向上及びその効果的・効率的な実施等を図る観点から、教職課程の基準に関し、特に以下の点を中心に検討を行うことが適当と考える。

1. 複数の学科等間の複数の教職課程における授業科目の共通開設の拡大について
教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）4-9(1)による中学校及び高等学校の「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目の共通開設
2. 課程認定後も全学的に教職課程の質を保証し、向上させるための継続的な仕組みについて

② 「免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議 報告書」

(平成 30 年 9 月 18 日)

三. 2. (2) 養成・採用・研修等の対応

教科によっては、当該教科の教職課程の認定を受けた大学が存在しなくなっている県もあり、このような場合には、現職の教員の研修にも影響することが懸念される。特に国立教員養成大学・学部については、「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて」（平成 29 年 8 月 29 日国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書）を踏まえ、近隣の大学との連携・協力などにより採用数の少ない教科についても養成・研修機能の強化、効率化を進めることが求められる。こうした取組を促すため、文部科学省においては、教職課程の設置に関し大学間の連携・協力を促進する仕組みを検討すべきである。

③「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」

(平成 27 年 12 月中央教育審議会答申)

4. (3) ③教職課程の質の保証・向上

- ◆ 全学的に教職課程を統括する組織の設置について努力義務化する。
- ◆ 教職課程における自己点検・評価の実施を制度化する。
- ◆ 教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について検討する。
- ◆ 国、教育委員会、大学等は、教職課程の科目と担当する大学教員について、学校現場体験等の実践的な内容や新たな教育課題に対応した FD などを実施する。また、大学と教育委員会等が連携し、人事上の工夫等により教職課程における実務家教員を育成、確保する。

ア 教職課程を統括する組織の設置

中央教育審議会答申等において、従来より教職課程を置く大学においては、教員養成カリキュラム委員会を設置し、教職課程のカリキュラムの充実や複数の教職課程間における科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等を図ることを提言している。

このようなことから、多くの大学においては教員養成カリキュラム委員会等の設置が進捗している。また、上記のような機能に加え、学生への教職指導や教職課程を担当する教員に対する FD の実施、学校インターンシップ等の企画・実施等の機能を備えた教職支援センター等の組織を設置している例もある。

これらの組織は、教職課程の内容、学修量、成績評価基準の統一など、効率的・効果的な教職課程の全学的な実施や教職課程の質の維持・向上のために極めて有効である。また、前述の学部等の教育課程全体を通じた教員の養成を行うため、これらの組織が中心となって必要な取組を進めていくことが期待される。

こうしたことから、教職課程を置く大学における教員養成カリキュラム委員会や教職支援センター等の整備状況を踏まえつつ、全学的に教職課程を統括する組織の設置について努力義務化することが適当である。

イ 教職課程の評価の推進

教職課程の質保証の仕組みとしては、大学が教職課程を開設する際に受ける教員養成部会課程認定委員会による課程認定の審査及び教職課程の設置後に課程認定委員会の委員等により行われる教職課程実地視察がある。

教職課程実地視察については、各大学の教職課程水準の維持・向上のために有効であるが、現在の実施体制では1年間の視察数に限りがあることから、教職課程実地視察の体制の整備・充実を図ることが適当である。

また、教職課程の水準の向上を図るためには、教職課程に関する PDCA サイクルが適切

に機能することが必要である。このため、まずは教職課程における自己点検・評価の実施を制度化することが適当である。

現在、教職大学院では、他の専門職大学院と同様に、法令に基づき、5年以内ごとに、教職大学院の目的に照らし、教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況について、認証評価団体による評価を受けることが法令上義務付けられており、一般財団法人教員養成評価機構がこれを担っている。

同機構による認証評価においては、国私立大学の大学関係者、外部有識者による訪問調査を含めたピアレビューを行い、評価基準に適合していると認められた場合は適格認定を行い、その評価結果はウェブサイト等で公表されている。

一方で、学士課程における教員養成教育の評価については、これまで上記の認証評価のような法令上の制度は講じられていない。そのような中、国立大学法人東京学芸大学では、他の国公立大学や教育委員会・学校関係者等の協力を得ながら、開発研究プロジェクトを立ち上げ、学士課程における教員養成教育の評価システム（教員養成教育認定）を開発し、評価活動を開始している。

この評価システムは、各大学が任意で参加するものであり、教職課程を有する大学における教員養成教育の多様性を尊重しつつ、学校や教育委員会の協力を得ながら、ピアレビューを中心とした、相互に学びあうコミュニティを形成し、大学の枠を越えて学士課程段階の教員養成教育全体の質的向上に資することを目指している。

今後、このような取組が既存の一般財団法人教員養成評価機構などの評価団体等に引き継がれ、継続・拡大され、各大学が主体的かつ恒常的に自己の教育内容や方法・組織を検証しながら、相互評価を行うことにより、教員養成の質保証システムが確立されることは、我が国の教員養成に有意義であり、各大学の積極的な参加が望まれる。

大学の教職課程の第三者評価については、地域や大学の特性、学部等の専門分野などに応じて、将来的には様々な評価主体によって全国的に取り組まれることが期待される。このため、国としても教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について今後検討していくことが求められる。

ウ 教職課程担当教員の資質能力の向上等

教職課程においては前述のように、教職に関する実践力の基礎や新たな教育課題に対応できる力を持った教員の養成が求められる。そのためには従来の「教科に関する科目」（別紙「見直しのイメージ」においては「教科に関する専門的事項」）、「教職に関する科目」の区分にかかわらず、教職課程の科目を担当する教員は、上記課題に対応できる力を学生に身に付けさせることができるよう、指導力を高めることが必要である。

このため、大学においては、教職支援センター等の教職課程を統括する組織や教職大学院が中心となって、教職課程の科目を担当する教員に対し、学校現場体験を含む実践的な内容やこれらの教育課題に対応したFDなどを行うなどの取組を進めることが必要である。

参考 2：授業科目の共同開設制度と単位互換制度

大学設置基準第28条等により、大学は、他大学で修得した授業科目の単位を自大学で修得した授業科目の単位とみなすことが可能である。

単位互換制度を活用する場合、他大学が開設する授業科目を自らの大学の教職課程の科目として活用することが可能である（免許法施行規則第22条第3項）。

ただし、大学は自大学の授業のみによって卒業要件を満たすことができるように授業科目を開設することが必要であり（大学設置基準第19条第1項等）、単位互換制度の利用を前提に、通常必要とされる授業科目を開設することなく、他大学の授業科目をもって代替させることは認められない。つまり、単位互換制度によって他大学の授業科目が活用できるのは、教職課程の設置に必要な授業科目を自ら全て開設していることが前提であり、必要な科目を自ら開設せずに他の大学の科目で教職課程を補完できないこととなっている。

これに対し、授業科目の共同開設制度の場合には、必修科目も含めて自ら開設せずに他の大学の授業科目で教職課程を補完することが可能となる方向で、大学分科会において検討が行われている。

（例）A大学教育学部が、中学校・国語の教科専門科目の区分「国語学」を自大学で開設せず、B大学の科目を活用する場合

施行規則に定める教科に関する専門的事項	授業科目		単位互換	共同開設
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	B大学科目 B大学科目	B大学科目 B大学科目		
国文学（国文学史を含む。）	A大学科目 A大学科目	B大学科目 B大学科目		
漢文学	A大学科目 A大学科目	B大学科目 B大学科目		
書道（書写を中心とする。）	A大学科目 A大学科目	B大学科目 B大学科目		

A大学は、国語学の科目を自ら開設することが必要。

A大学は、国語学を自ら開設せずにB大学の科目を活用することが可能。